猪苗代警察署(自転車対策重点地区·路線図)



~自転車安全利用五則~

- 1 車道が原則、左側を通行歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止 を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

令和6年中に猪苗代警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

		死傷者数			うちヘルメット				事故時のヘルメット着用率		
					着	用	非着用		令和6年	令和5年	
小	学	生		0	人	0	\forall	0	人	-	-
中	学	生		0	人	0	人	0	人	-	-
高	校	生		0	人	0	人	0	人	-	-
_		般		1	人	1	\forall	0	人	100%	-
高	齢	者		0	人	0	人	0	人	-	-
合		計		1	人	1	人	0	人	100%	-

○選定理由

通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。

- ○普通自転車の通行方法について
 - 自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。
- ○ヘルメットを被りましょう。

令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。 万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう!